

3/30 毎日

生活保護減額「合憲」

札幌地裁判決 生存権侵害せず

された30件の同種訴訟で3件目の判決で、憲法適合性の判断は初めて。

1件目の名古屋地裁判決（2020年6月）は請求を棄却したが、2件目の大坂地裁判決（21年2月）が

改定。15年まで3回に分け、生活保護費のうち衣食費など日常生活に充てる「生活扶助」の基準額を平均で6・5%、最大で10%引き下

落を考慮した改定について訴えた。この点も、判決は「統計上正当性を欠くとは言えず、物価の計算対象となつた品目の選定などが恣意的・不合理だったとは言えない」と退け、減額後の原告訴る生活状態について「最低限度の水準を下回つてはならない」とまでは認められない」と述べた。【岸川弘明】

生活保護費の引き下げは「生存権」を保障した憲法25条などに違反するとして、北海道の受給者131人が道や札幌市など各自治体に減額決定の取り消しを求めた訴訟の判決で、札幌述べた。全国29地裁に起こ

訴訟で原告側は「厚労相は学識経験者の検討を経ずに減額改定しており、裁量権の範囲を超えている」と主張。これに対し、判決は「改定の判断にあたって物価などの経済指標を考慮するかどうかは「厚労相に委ねられていた」と判断した。